

装具作製確認書

あなた（または被扶養者）が医療機関で受診し、医師の指示により作製された装具に対する給付金支払い決定に必要なため、受診状況等について下記質問について該当する箇所を○で囲んでください。その他の場合は記述にてご回答をお願いします。

健康保険証等 記号 - 番号	被保険者名	受診者名
—		
本疾病に対し初めて受診した日(初診日)	装具を作製することが決まった日	装具を装着した日 (適合日)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

問 1. 装具の作製経緯について教えてください。

(1) 装具を作製するきっかけを教えてください (例) 継続的に受診し、装具を作製することになった、装具業者の勧め 等

(2) 靴・インソールを購入した場合のみ → 装具作製において、一番最初に行ったところはどこですか？

Ⓐ 靴店 (装具業者) Ⓑ 医療機関 Ⓒ その他 ()

(3) 納品時の状況について

—① 装具を作製する際、誰の指示によって作製されましたか？

Ⓐ 主治医 / Ⓑ 自分で決め、医師に依頼 / Ⓒ 装具業者 / Ⓓ 治療法(固定方法)を選択し装具を作製 (例:ギプスが装具かで選択 等) /
Ⓔ その他 ()

—② 装具を受け取る際の状況について教えてください。

▶ 義肢装具士が立ち会いましたか？ : Ⓐ 立ち会った / Ⓑ 立ち会わなかった / Ⓒ その他 ()

▶ どこで受け取りましたか？ : Ⓐ 医療機関 / Ⓑ 装具店 / Ⓒ その他 ()

—③ 装具の代金は、いつ支払いましたか？ : Ⓐ 納品前 / Ⓑ 納品当日 / Ⓒ 納品日以降 / Ⓓ その他 ()

—④ 装具代金は誰に支払いましたか？ : Ⓐ 医療機関 窓口 / Ⓑ 装具業者 / Ⓒ その他 ()

問 2. 作製した装具のサイズ合わせは、どのように行いましたか？

(1) 装具を身体に合わせてオーダーメイドするために、患部やその周囲に**ギプスを巻き、石膏**で型を取った。

(2) 装具を身体に合わせてオーダーメイドするために、**柔らかい粘土のような足型版を踏み込んで「型」**を取った。

(3) 装具を身体に合わせてオーダーメイドするために、患部やその周囲の**各所をメジャー**で細かく測った。

① 左記項目のどちらに該当しましたか？

(1) 石 膏 / (2) 踏み込み / (3) メジャー

② どこで、③何回、④誰が 行いましたか？

Ⓐ 病院内 / Ⓑ その他 ()

③ 回

④ Ⓐ 医師 / Ⓑ 看護師 / Ⓒ 装具業者

(4) 既製品(完成品)装具を購入した。

サイズ選択の方法は？

(5) 何も行わなかった

(6) その他 ()

① メジャー → 誰が測定しましたか？

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② 試着

③ 何も行わなかった

④ その他 ()

問3. 主治医からどのような目的の装具だと説明を受けられましたか？

→ 具体的な指示事項をお書きください 【回答例】 (1) 患部の支持・矯正・固定・免荷、(2) 痛みや症状の緩和(除痛)、(3) リハビリ時に必要、(4) 再発防止・予防、(5) 受けていない

問4. 装具は今回初めて作製されましたか？

(1) 以前も作製したことがある (①~③へ)

(2) 初めて作製した (問5へ)

① いつ頃作製されましたか？

年 月 頃

② 以前作製した装具は
どうされましたか？

(a) 現在も使用している

(b) 装具業者へ返却した

(年 月 日)

(c) 廃棄した (年 月 日)

③ 今回の作製した装具は、
どちらに該当されますか？

(a) 改めて作製した

(b) 以前作製した装具を修理した

問5. 障害者手帳をお持ちですか？

障害者総合支援法による補装具費支給の対象になるか判断

するため、障害者手帳の有無を確認させて頂いております。

(1) 持っている (※手帳のコピー添付) → ① 補装具申請を行わなかった理由

(2) 持っていない

問6. 装具装着後の療養にあたって、医師からはどのような指示や注意を受けていますか？

(1) 自宅安静

(4) 特に指示はされていない

(2) 運動(ｽﾎｰｯ)を控えるように指示された

(5) その他

(3) 運動(ｽﾎｰｯ)をする際に装具装着するように指示された ()

■ 受診頻度 : ① 週1回 ・ ② 月1回 ・ ③ その他 ()

以上のとおり相違ありません。

名古屋鉄道健保組合 理事長 殿

令和 年 月 日

(申請者名)

印

給付金支払い決定については、本書及び別途行う主治医への照会などを基に総合的に判断することから、
給付金支払い決定まで、時間を要する場合がございますのでご了承ください。

ご協力ありがとうございました。